

令和元年度立山ブランド認定「立山うまれ」募集要項

1. 目的

立山町内で生産された加工品や農産物を立山ブランド「立山うまれ」として認定し、認知度と知名度の向上を図ることで、町内産業の振興と地域活性化に資することを目的とします。

《基本コンセプト》

- ・年間 100 万人が訪れる立山黒部アルペンルートの観光客をターゲットとする。
- ・町の加工品・農産物を全国に広め、立山町のイメージアップを図る。
- ・加工品製造者、農産物生産者との連携を図り、町全体の活性化につなげる。

2. 申請資格

- ①立山町内に居住する個人事業者
- ②立山町内に主たる事業所（本社または製造工場）を有する法人又は団体

3. 対象

下記①又は②に該当するもので、立山町らしい独自性があり、安心・安全・信頼性が確保されたうえで生産・製造されている商品（原則として商品化されているもの）を対象とします。

- ①立山町で生産された材料を主原料又は中心的な材料として加工し、製造された加工品
- ②立山町で生産された農産物

4. 募集期間

令和2年11月2日（月）～令和2年11月30日（月）必着

5. 申請方法

所定の様式に必要事項をご記入のうえ、申請書、添付書類、申請品の見本又は現物を立山ブランド認定委員会事務局（立山町商工観光課内 〒930-0292 立山町前沢 2440）までご提出ください。

6. 認定基準

立山らしさ（独自性）、危機管理（安心、安全、信頼性）、市場性、将来性、地域貢献の認定基準を設けています。

7. 認定審査（選考方法）

立山ブランド認定委員会が上記の認定基準に基づき審査します。審査は、書類審査及

び必要に応じてヒアリング調査を行い、立山ブランド認定委員会が認定品を決定します。

なお、申請にあたっては、[5. 申請方法]にも記載がありますが、商品の見本または現物（保存がきかないものはカタログ又は写真でも可、審査の過程で再度、現物をお願いする場合があります。）をご提供ください。原則として、ご提供いただいた商品の見本及び現物は返却できません。

※認定されなかった場合は、その旨通知します。

8. 認定の期間

認定の有効期限は、認定の日（令和3年4月1日）から3年間（令和6年3月31日）とします。

9. 認定の取り消し

必要に応じて調査、検査を行うことがあります。また、次の取り消し事由に該当する場合は、認定を取り消すことがあります。

<取消事由>

- ・認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
- ・虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ・必要な調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
- ・認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき。
- ・その他認定制度の運用に重大な支障を及ぼす行為又は信用を失墜させる行為があったとき。

10. 認定品の取扱い

- (1) 認定証の交付
- (2) 認定品等への立山ブランド認定マークの表示・使用を許可
- (3) 町広報・ホームページへの掲載
- (4) 認定品の紹介チラシ・ポスターの作成
- (5) マスコミ等への積極的な情報提供
- (6) 販路拡大への支援

11. 申請書及び添付書類

(1) 申請書

申請書等の様式は、町ホームページからダウンロードしていただくか、立山ブランド認定委員会事務局（立山町商工観光課内）までご請求ください。立山ブランド認定委員会事務局（立山町商工観光課内）にてご用意しております。

(2) 添付書類

- ・立山ブランド認定申請調書
- ・立山ブランド認定申請誓約書
- ・法人登記事項証明書（個人の場合は住民票）
- ・参考資料（商品の概要がわかる写真・パンフレット等）
- ・申請品の見本又は現物

12. その他留意事項

- ・一申請者につき、一点までの申請となります。
- ・申請書及び添付書類は、全ての事項をご記入いただき、申請書には押印をお願いします。
- ・申請書類は返却できません。
- ・申請品の名称や説明等を町ホームページや印刷物、マスコミの取材記事・報道等に使用する場合があります。ご了承ください。

13. 申請先・問合せ先

〒930-0292 立山町前沢 2440
立山ブランド認定委員会事務局（立山町商工観光課内）
TEL 076-462-9970 / FAX076-463-6611
e-mail : syoukougankou@town.tateyama.toyama.jp